

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

令和5年4月

荒川区福祉部介護保険課事業者支援係

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関する取扱いについて

1 軽度者の福祉用具貸与における基本的な考え方（ 詳細は、「老企第36号第2の9（2）」参照）

軽度者に対する以下の品目は、**原則として保険給付の対象外**。

軽度者が原則給付対象外となる福祉用具

車いす及び車いす付属品 特殊寝台及び特殊寝台付属品
床ずれ防止用具及び体位変換器 認知症老人徘徊感知機器
移動用リフト（つり具の部分を除く） 自動排泄処理装置
（尿のみを自動で吸引するものは除く）

軽度者とは、要支援1・2、
要介護1の利用者
は、要介護2・3の利用者
も原則給付の対象外

ただし、**厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者については、例外的に給付可能**

（1）要介護認定における基本調査結果（一部ケアマネジメントによる判断）から**別表1**の厚生労働大臣が定める者に該当し、必要と判断したもの

算定可能
（区の確認不要）

（2）（1）に当てはまらない場合でも、**別表2**に該当する旨が**医師の医学的な所見により判断**され、サービス担当者会議を通じたケアマネジメントにより貸与が必要と判断したもの

区に確認書を提出し、必要と判断された場合には算定可能）

別表 1

対象外種目	厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者	対象者に該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7 が、「3.できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	-【 1】
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者	基本調査 1-4 が、「3.できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 が、「3.できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 が、「3.できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査 3-1 が、「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2 ~ 基本調査 3-7 のいずれかが、「2.できない」 又は 基本調査 3-8 ~ 基本調査 4-15 のいずれかが、「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 2-2 が、「4.全介助」以外
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く。）	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8 が、「3.できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査 2-1 が、「3.一部介助」又は「4.全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	-【 1】
カ 自動排泄処理装置【 2】	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 が、「4.全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-1 が、「4.全介助」

【 1】 該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者または指定介護予防支援事業者が判断する（区への確認は不要）。

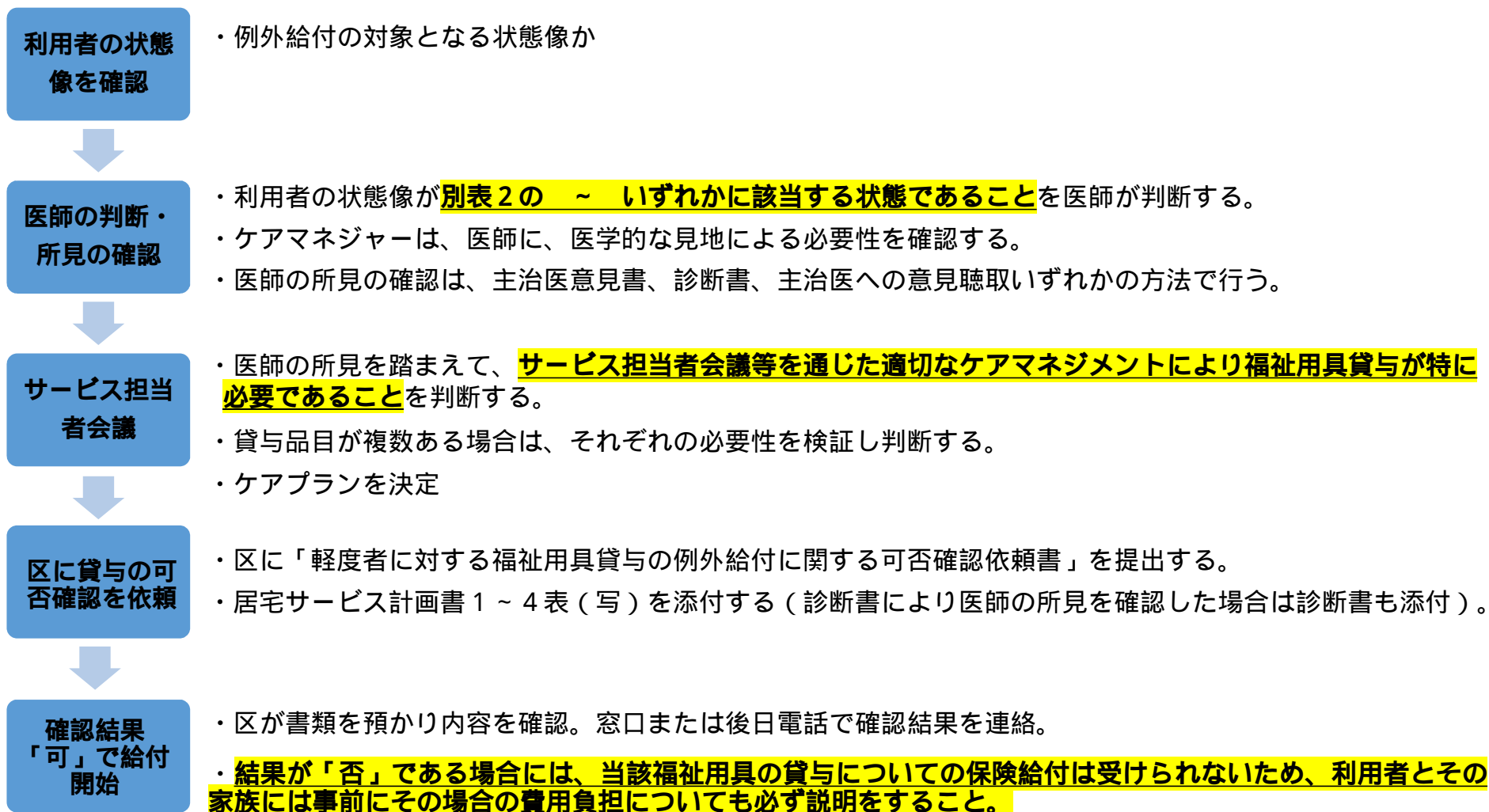
別表 2

類 型	主 な 事 例 内 容
<p>状態の変化</p> <p>疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって頻繁に利用が必要な状態</p>	<p>パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・憎悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻繁に起き、日によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。</p> <p>重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。</p>
<p>急性憎悪</p> <p>疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用が必要な状態</p>	<p>末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態となる。</p>
<p>医師禁忌</p> <p>疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避など、医学的判断から利用が必要な状態</p>	<p>重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。</p> <p>重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。</p> <p>重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。</p> <p>脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。</p> <p>人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。</p>

例示している内容は、状態像の例示であり、「例示の病名 = 例外給付の対象」ではありません。

2 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について、区に確認を依頼する手順

別表1にはあてはまらないが、別表2のいずれかの状態であり、例外給付について区の確認を受け、給付を受けるまでの手順は次のとおりです。



3 区に確認を依頼する際の注意事項

(1) 給付開始日について

確認書とその必要書類（居宅サービス計画1～4表、診断書等）を全て揃えて提出し、**区が受け付けた日が給付開始日となり、遡ることはできません。**

提出に際し、緊急に区の確認を受ける必要がある特別な事情がある場合には、個別にご相談ください。

(2) 提出方法について

窓口で直接提出又は、郵送で提出してください。窓口で提出する際の事前連絡は不要です。

【窓口での提出】

受付時に確認結果をお伝えできない場合があります。その場合は、後日電話で結果を連絡します。提出時にお渡しする確認書の写しに、確認結果（可否、承認期間、区の担当者、連絡日）を記録してください。

【郵送による提出】

郵送事故、郵送にかかる日数等に注意してください。区に書類が到着し、受理した日以降が給付対象となります。確認結果を郵送でお知らせしますので、返信用封筒を同封してください。

(3) 確認書の提出時期

新規、更新等の認定結果が出る前の暫定プランでも提出が可能です（必要書類は本プランと同様）。給付開始日も同様に区が受け付けた日となります。認定期間中の承認がされている方が、更新後も継続して例外給付を受けるためには、承認期間終了日までに必ず確認書を提出してください。

提出先・問合せ 〒116-8501 荒川区荒川2-2-3
荒川区福祉部介護保険課事業者支援係（区役所2階 -2窓口）
TEL 03-3802-3111（代表）内線2439